

板橋区立特別養護老人ホーム指定管理者評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 板橋区立特別養護老人ホームの管理を行う指定管理者の業務について、運営の効率化やサービス水準の向上といった指定管理者制度の導入目的に則して適切に運営されているかを客観的に評価・検証するため、板橋区立特別養護老人ホーム指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(組織及び委員の構成)

第2条 評価委員会は、利用者サービスの比較の観点から、各施設に共通して一つ設置する。板橋区長が委嘱又は任命する5人の委員をもって組織し、うち2名以上を学識経験者等の外部委員とする。

2 評価委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長が予め指名した者がその職務を代理する。

5 委員の任期は、委嘱又は任命された日から第4条に定める評価委員会の所掌事務が完了した日までとする。

(委員会)

第3条 評価委員会は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、外部委員を含む半数以上の委員の出席がなければ評価委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を評価委員会に出席させることができる。

(所掌事務)

第4条 評価委員会は、次に掲げる事項について指定管理者を評価し、板橋区長に報告する。

(1) サービスの提供

(2) 事業運営

(3) 施設管理

(4) 費用効果

(5) 指定管理者の継続性、安定性

(委員の責務)

第5条 委員は、公正、公平に評価を行わなければならない。

2 委員は、評価の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、板橋区長又は評価委員会が公表した情報については、この限りではない。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、介護保険課が処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年7月10日から施行する。

付 則（平成27年3月13日 部長決定）

この一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月20日 部長決定）

この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。